

指定都市市長会「一時保護の体制強化に係る指定都市市長会要請」に係る
要請活動の実施について

令和2年6月9日(火)に書面で開催された指定都市市長会議での合意に基づき、
本村 賢太郎 相模原市長が、指定都市市長会を代表して、一時保護の体制強化について、
国に対して要請活動を実施しますので、お知らせします。

相模原市「令和3年度 国の施策・制度に関する提案・要望書」においても、「一時
保護の体制強化」についての要望項目がありますので、併せて提出します。

- 1 日 時 令和2年6月30日(火)午後2時から
- 2 場 所 厚生労働省(中央合同庁舎5号館10階)
自見 はなこ 厚生労働大臣政務官室
- 3 面 談 者 自見 はなこ 厚生労働大臣政務官
- 4 提 出 者 本村 賢太郎 相模原市長
- 5 要 請 内 容 別紙1、2のとおり
- 6 報 道 取 材 について
 - ・面談時は、頭撮り取材のみとなります。頭撮り取材を希望される場合は、
10分前までに厚生労働省10階エレベーターホールに集合してください。
 - ・面談終了後、本村市長が取材に応じます。
 - ・取材を希望する場合は、期限が短く大変恐縮ですが、6月29日(月)正午までに、
別紙3「取材申込書」により、指定都市市長会事務局宛てにFAX(03-3591-4774)にて、お申込みください。
 - ・取材にあたっては、腕章の着用をお願いいたします。
 - ・入館手続きは、各社でお願いいたします。
- 7 報 道 取 材 に 関 する 連 絡 先
 - ・指定都市市長会事務局(担当:澤田/松橋)
03-3591-4772

問合せ先

〔指定都市市長会要請について〕

広域行政課 電話:042-769-8248

〔本市単独要望について〕

政策課 電話:042-769-8203

一時保護の体制強化に係る指定都市市長会要請

児童虐待の通告・相談件数は、増加の一途をたどり、また、一時保護される児童も増加していることから、都市部を中心に一時保護所の定員を上回る受入れを行っている現状があり、このことは、児童の安全、権利を守る上で大きな課題となっている。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、学校の臨時休業や外出自粛が長期化する中、生活不安やストレスから児童虐待の更なる増加が懸念されるほか、一時保護所内での集団感染防止の観点からも、一時保護の受け皿の拡充がより一層求められている。

このような中、平成30年に国が示した「一時保護ガイドライン」においては、子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境整備が必要であるとともに、良好な家庭的環境の確保や個別性が尊重されるべきとされており、一時保護に必要な定員設定のための整備や、一時保護委託の活用等による対応などが求められている。

また、児童養護施設等への一時保護委託については、措置入所の児童と一時保護の児童が混在しないよう、一時保護専用施設における受入が望ましいとされているところである。

しかしながら、施設整備によって一時保護所の定員を増加することは、地方自治体の負担が大きいことに加え、国からの財政支援を受けて一時保護専用施設を設置し、一時保護実施特別加算費を受けられることができる施設については、児童養護施設や乳児院などの一部に限られていることが課題となっている。

については、各地方自治体が地域の実情を踏まえ、一時保護の受け皿確保と適切な支援が提供可能な体制の整備が図られるよう、次のとおり要請する。

1 一時保護所等の施設整備への財政支援の拡充

一時保護所等の設置に係る整備費や定員増加等に向けた改修費に対する補助について、対象施設の拡充や補助率の引き上げなど、各地方自治体の負担軽減が図られるよう、更なる財政支援を講ずること。

2 一時保護委託への支援策の拡充

一時保護委託について、委託費の単価水準を引き上げるとともに、児童養護施設などの一部に限られている一時保護実施特別加算費の対象施設の拡充など、地域における社会資源を活用した一時保護の体制整備が可能となるような支援策の拡充を講ずること。

令和 3 年度
国の施策・制度に関する提案・要望書



相模原市政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市は、指定都市移行10周年を迎え、首都圏南西部をリードする広域交流拠点都市として、防災・減災対策をはじめ、福祉、医療、教育の充実など市民サービスの向上を図るとともに、産業振興、環境保全、交通基盤の整備など幅広い分野において施策を推進することにより、「地域への愛着と誇りを持てるまちづくり」を進めています。

今後、急速な少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会を迎える中、民間活力の活用や事務事業の精査により歳出の削減を進めるとともに、都市基盤整備や産業集積により税源の涵養を図るなど、将来にわたり持続可能な都市経営に向けた取組を進めているところではありますが、医療や介護等の社会保障に係る経費の増大や公共施設の老朽化への対応に加え、令和元年東日本台風の被害からの復旧・復興や新型コロナウイルス感染症への対策など多くの課題を抱えており、引き続き、厳しい財政運営が続くことが見込まれます。

本提案・要望書は、本市が今後も首都圏南西部の広域交流拠点都市として自立した行財政運営を行うに当たって、国において制度及び予算などについて、御検討、御協力をお願いしたい事項を取りまとめたものです。

つきましては、国におきましても多くの政策課題を抱え、財政も厳しい状況にあることは承知しておりますが、本市の提案・要望につきまして特段の御配慮をお願いいたします。

令和2年6月 相模原市長

本村賢太郎

提案・要望事項 目次

【内閣府、総務省】

- 1 地方分権改革の推進【継続】 1

【防衛省、外務省、総務省、財務省】

- 2 米軍基地の早期返還等【継続】 2
- 3 米軍基地負担に対する財政措置の拡充等【継続】 6
- 4 米軍基地の環境・安全対策等【継続】 7

【総務省】

- 5 地方交付税制度の見直し【継続】 9
- 6 公共施設等適正管理推進事業債の
対象範囲の拡大・時限措置の撤廃【新規】 10
- 7 マイナンバーカードに係る財政措置の拡充【継続】 11

【文部科学省】

- 8 高校生等への修学支援の更なる充実【継続】 12
- 9 教職員定数の改善等【継続】 13
- 10 外国人英語指導助手(ALT)の配置に係る財政措置【継続】 14
- 11 学校給食室の空調設置工事に対する財政措置【継続】 15

【厚生労働省】

- 1 2 任意予防接種の早期定期予防接種化と財源確保【継続】 1 6
- 1 3 国庫補助事業「火葬場整備事業費補助制度」の創設【継続】 1 7
- 1 4 措置入院者等の退院後支援に係る仕組みの整備【継続】 1 8
- 1 5 保育所の待機児童解消に向けた財政措置【継続】 1 9
- 1 6 一時保護の体制強化【新規】 2 0

【内閣府、厚生労働省】

- 1 7 放課後児童健全育成事業に係る補助制度の拡充【継続】 2 1

【財務省、国土交通省】

- 1 8 都市基盤の長寿命化、災害対策の推進【継続】
「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後の財政支援 2 2

【国土交通省】

- 1 9 広域交通ネットワークの強化に向けた道路整備【継続】 2 3
- 2 0 広域交流拠点の形成に向けた財政支援等の拡充【継続】 2 5

【最高裁判所、横浜地方裁判所】

- 2 1 横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判の実施【継続】 2 6

1 地方分権改革の推進

内閣府、総務省

【提案・要望事項】

- 1 指定都市が持つポテンシャルを十分発揮し、住民福祉の向上と地域経済の成長を図るため、地域の特性に応じた新たな大都市制度を早期に創設すること。
- 2 国・県から指定都市への大幅な権限移譲を進めるとともに、国による義務付け・枠付けを原則廃止すること。

【提案・要望の説明】

1 新たな大都市制度の早期創設

現在の指定都市制度は、事務・権限の在り方、税財源の仕組みなどにおいて課題があり、人口減少・少子高齢化社会の進行や経済のグローバル化の進展などの社会経済の大きな変化を前に、持てる地域ポテンシャルを十分発揮し、自主的・自立的な都市経営を行い、住民福祉の向上と地域経済の発展を図っていく上で支障があります。

そこで、指定都市への事務・権限と税財源の移譲を進めるとともに、圏域内において大都市が果たす役割を踏まえ、地域の特性に応じた新たな大都市制度の早期創設を要望します。

2 権限移譲の推進及び義務付け・枠付けの見直し

国は、地方分権一括法の制定や「提案募集方式」による地方分権改革に取り組んでいますが、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しは、いまだ不十分です。また、国は、「提案募集方式」があることを理由に、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しを検討しないことはあってはならず、更なる地方分権改革に主体的に取り組むことが必要です。

そこで、住民に最も近い基礎自治体として、地域住民のニーズを踏まえ、自主的・自立的な行財政運営を行うことが可能となるよう、国・県から指定都市への包括的な権限移譲を進めることを要望します。

また、国による義務付け・枠付けを原則廃止し、基準が必要な場合は基礎自治体において条例により定める仕組みの推進を徹底するよう要望します。

なお、地方分権改革を進めるに当たっては、「国と地方の協議の場」、「地方分権改革有識者会議」等において、地方との協議を充実させるなど、地方意見の反映を要望します。

【提案・要望の担当】

市長公室総合政策部広域行政課長 井上 美紀 042-769-8248

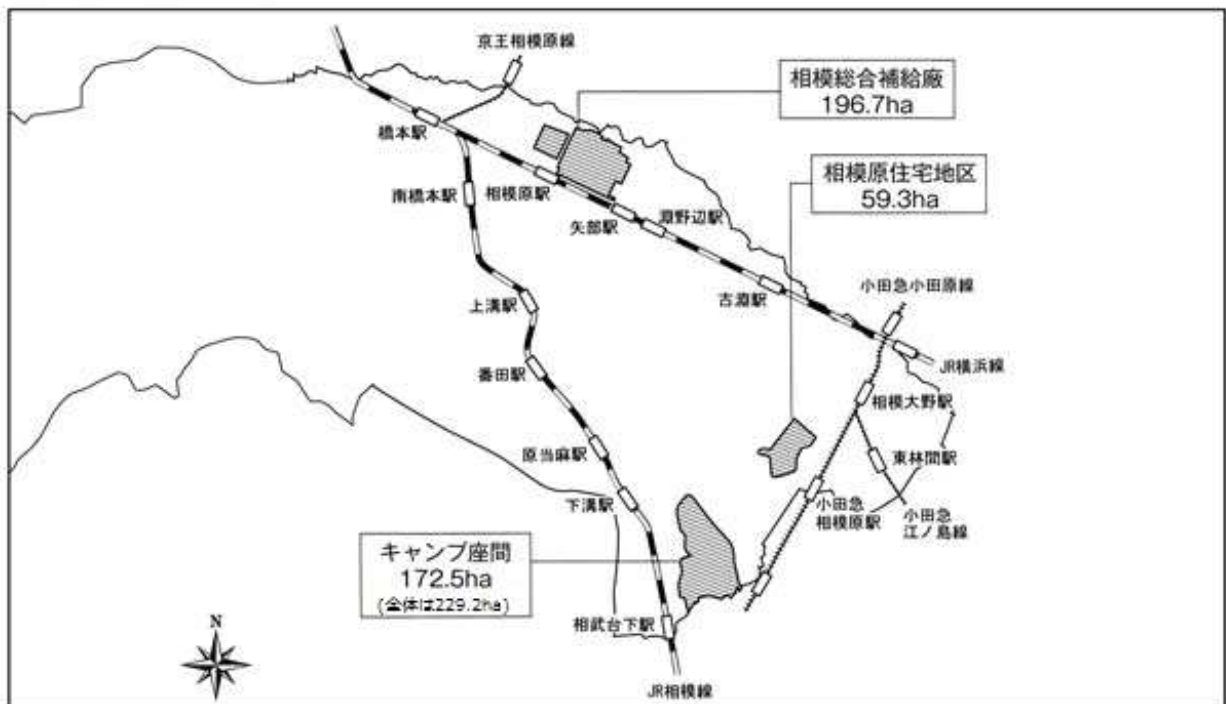
2 米軍基地の早期返還等

防衛省、外務省、財務省

【提案・要望事項】

- 1 本市に所在する米軍基地(相模総合補給廠、キャンプ座間、相模原住宅地区)について、早期に返還を実現すること。
- 2 返還財産の地元への処分に当たっては、無償譲渡等の優遇措置を講ずること。

市内米軍基地位置図



【提案・要望の説明】

1 基地の早期返還の促進

本市に所在する米軍基地は市民生活やまちづくりにとって大きな障害となっていることから、早期の返還について要望します。

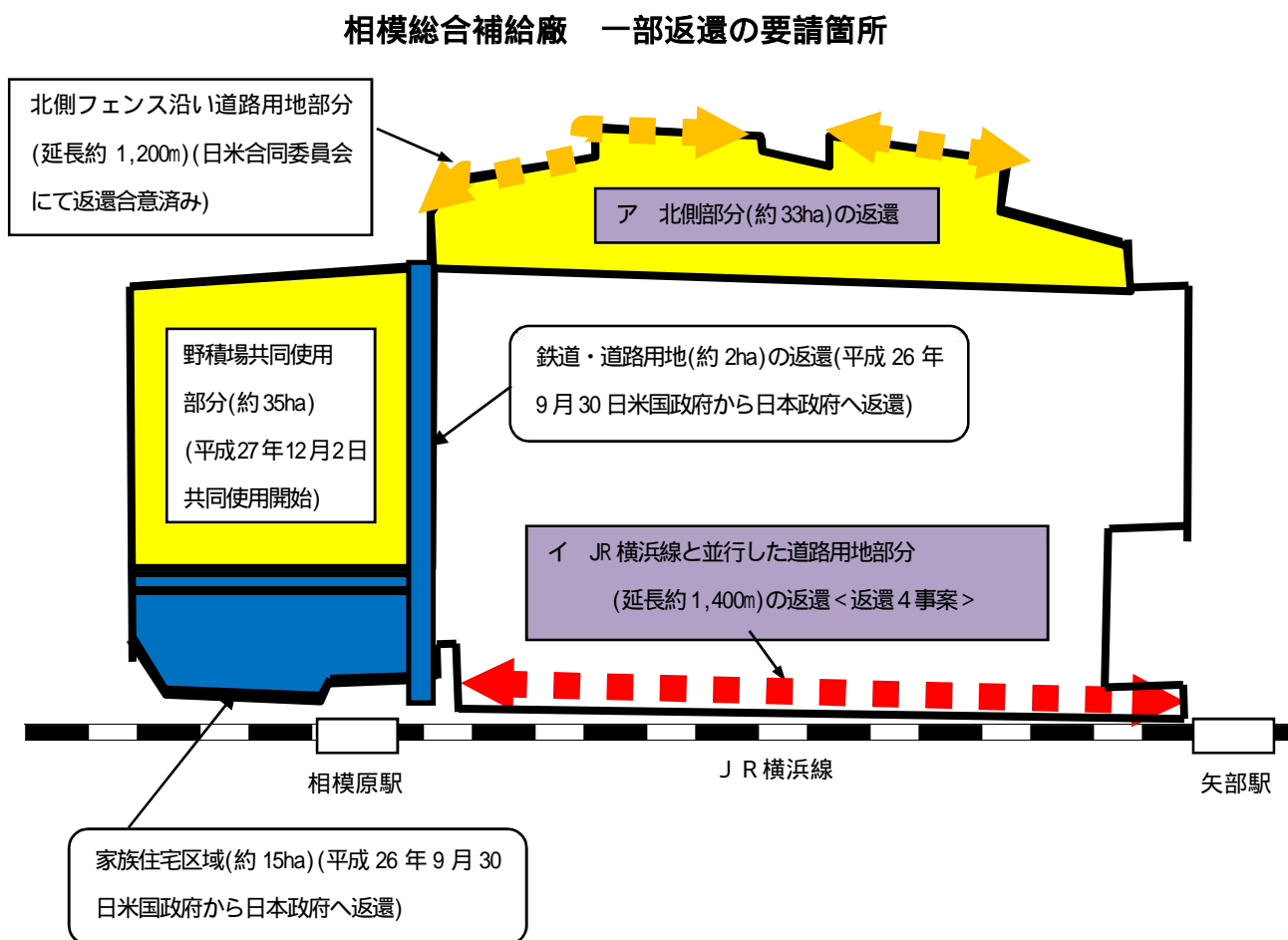
特に平成18年4月に行われた市長と防衛庁長官との会談において、日米合同委員会の枠組みを活用して返還に向けた協議を進める旨を合意した「返還4事案」(相模総合補給廠のJR横浜線と並行した道路用地、相模原住宅地区のウォーターフィルタープラント(浄水場)区域、同地区東側外周部分道路用地、キャンプ座間のゴルフ場周辺外周道路)について、早急に返還が実現するよう要望します。

また、基地に関わる情報については、適切に提供するとともに、基地の機能強化や恒久化につながる施設建設や運用の変更は行わないよう併せて要望します。

(1) 相模総合補給廠の一部返還

ア 北側部分(約33ha)の返還

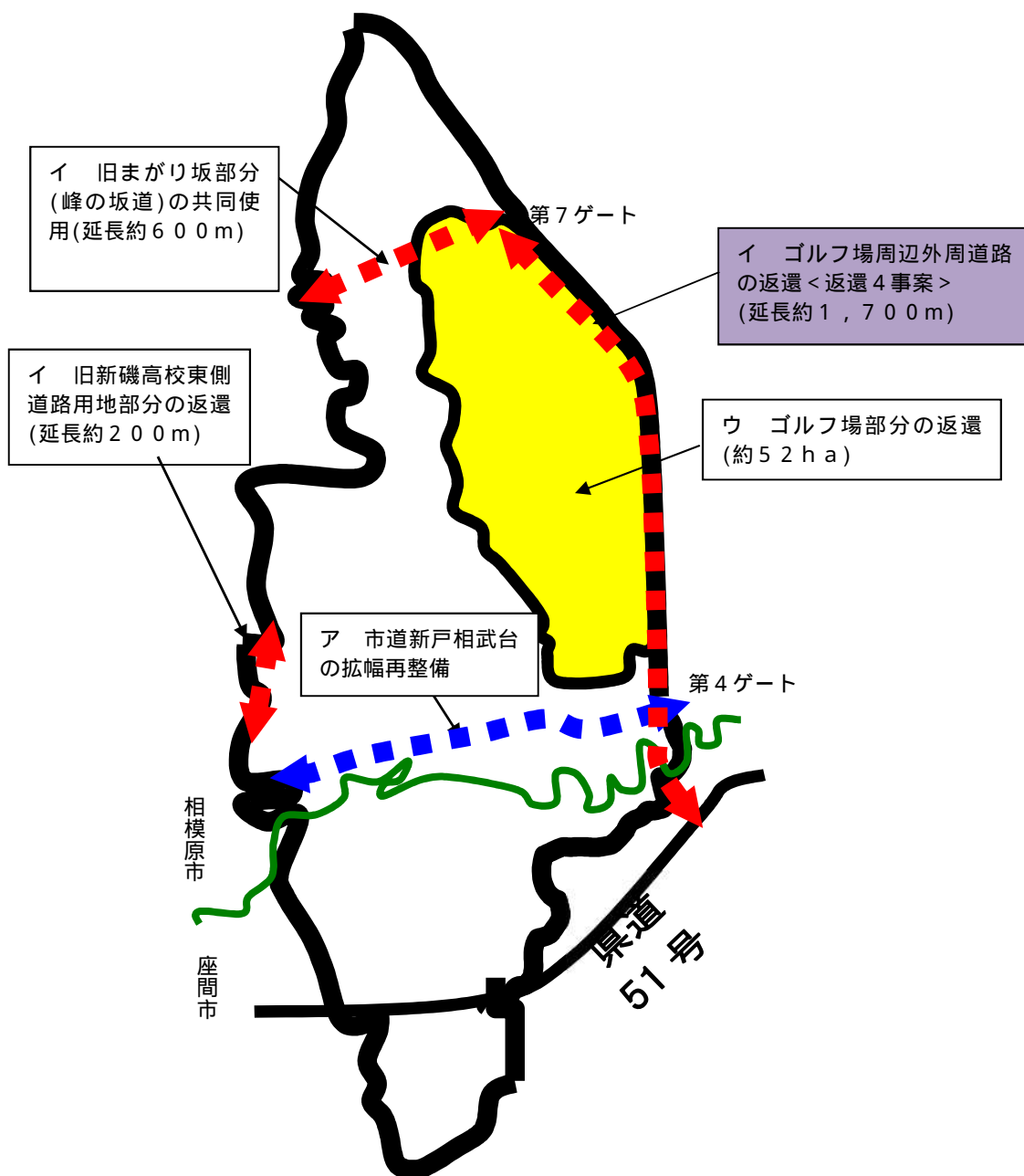
イ 「返還4事案」の1つである JR 横浜線と並行した道路用地部分
(延長約1,400m)の返還



(2) キャンプ座間の一部返還等

- ア 市道新戸相武台の拡幅再整備の円滑な進捗に必要な配慮
- イ 住民の利便性の向上を目的とした道路の整備のため、第7ゲートから県道51号へ通じる部分(ゴルフ場周辺外周道路部分、延長約1,700m:返還4事案)や旧まがり坂部分(延長約600m)、旧新磯高校東側道路用地部分(延長約200m)の返還等
- ウ 市民の憩いの場及び防災空間として活用するため、ゴルフ場部分(約52ha)の返還

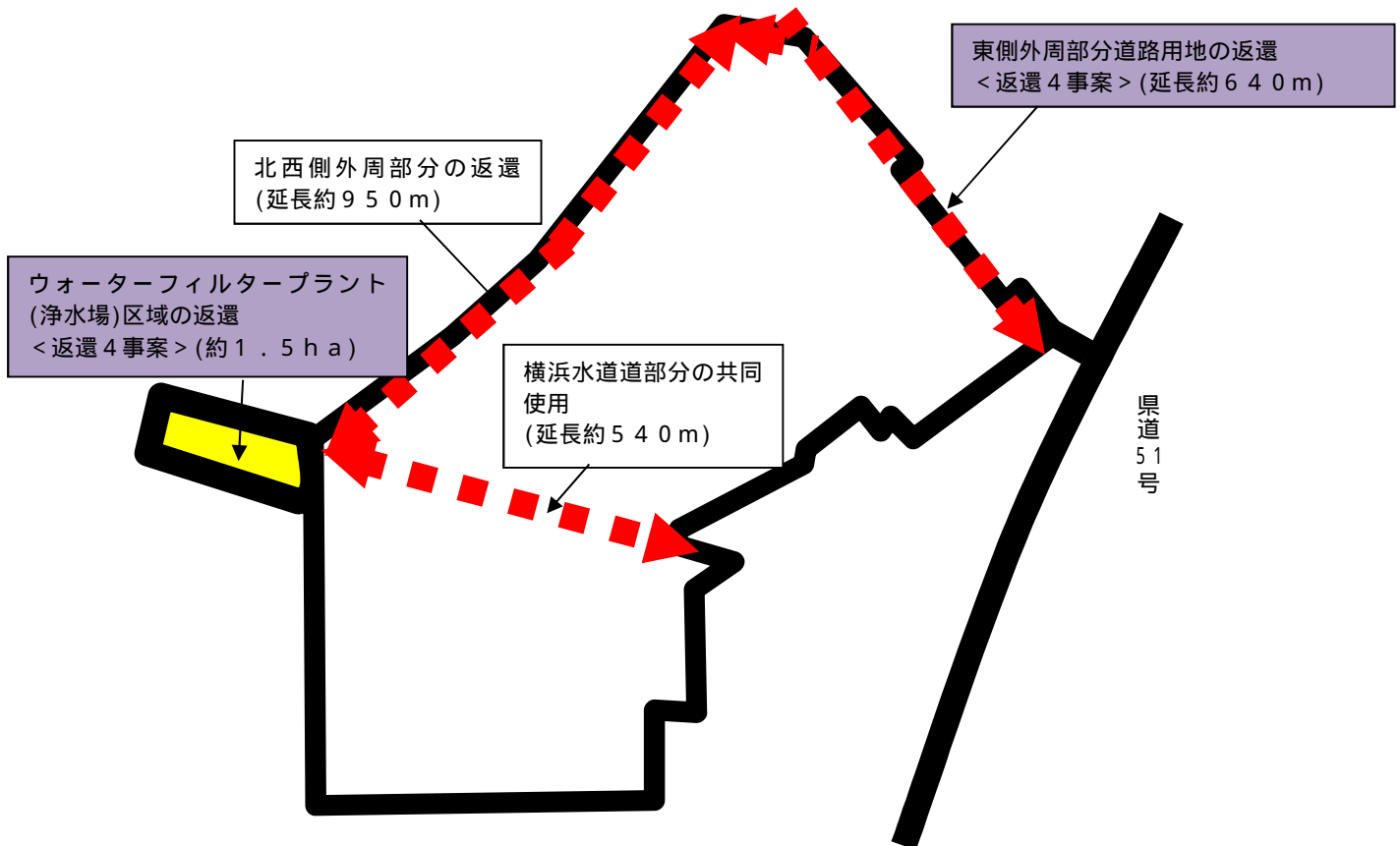
キャンプ座間 一部返還等の要請箇所



(3) 相模原住宅地区の一部返還等

地域住民の生活環境向上のため、ウォーターフィルタープラント(浄水場)区域(約1.5ha:返還4事案)、東側外周部分道路用地(延長約640m:返還4事案)及び北西側外周部分(延長約950m)の返還、横浜水道道部分(延長約540m)の共同使用

相模原住宅地区 一部返還等の要請箇所



2 返還財産の処分条件等の見直し

返還財産については、原則として有償での処分となっております。しかしその一方で、旧軍港市におきましては、旧軍港市転換法により原則として無償とされており、同じ米軍基地を抱える自治体として明らかに不公平であります。

また、基地が所在することにより、本市は長い間様々な負担や影響を受けてきました。こうした中、平成26年9月、悲願でありました相模総合補給廠の家族住宅区域(約15ha)及び鉄道・道路用地(約2ha)が返還されました。基地返還跡地(留保地を含む。)は次代に引き継ぐ貴重な財産であり、市民本位で公共・公益的に利用されるべきものであると考えます。

こうしたことから、返還財産の地元への処分に当たっては、無償譲渡等の優遇措置を講ずるよう要望します。

【提案・要望の担当】

市長公室総合政策部基地対策課長 菊地原 誠 042-769-8207

3 米軍基地負担に対する財政措置の拡充等

防衛省、総務省

【提案・要望事項】

- 1 基地交付金について、対象資産に応じた固定資産税相当額を交付すること。また、調整交付金については、地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による本市の損失を全額補てんすること。
- 2 民生安定助成事業の採択基準を緩和すること。再編交付金終了に伴い、新たな財政措置の創設も含め、地元負担の軽減を図ること。また、本市を厚木飛行場の特定防衛施設関連市町村に指定すること。

【提案・要望の説明】

1 基地交付金等の拡充

本市に所在する3箇所の米軍基地は、計画的なまちづくりに支障を来すとともに、市財政に著しい影響を及ぼしています。基地交付金等が固定資産税の代替的な財政補給金として交付されている趣旨に鑑み、対象資産に応じた固定資産税相当額が交付されるよう、また、調整交付金については、地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による本市の損失を全額補てんされるよう要望します。

2 防衛施設周辺整備対策

(1) 民生安定助成事業の採択基準の緩和

基地による周辺住民への影響を軽減するため、民生安定助成事業の補助対象事業の採択基準について、緩和を図るよう要望します。

(2) 再編交付金終了に伴う地元負担の軽減

再編交付金について、平成28年度で交付が終了しましたが、終了後も基地周辺住民にとって何ら負担は変わらないので、新たな財政措置の創設も含め、地元負担の軽減を図るよう要望します。

(3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金について

本市は、厚木飛行場を離着陸する米軍機により、多くの市民が騒音被害を受け、事故発生の不安にもさいなまれており、厚木飛行場の特定防衛施設関係市町村となっている他市と同じ状況であることから、本市についても、同飛行場の特定防衛施設関連市町村に指定し、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付対象とするよう要望します。

【提案・要望の担当】

市長公室総合政策部基地対策課長 菊地原 誠 042-769-8207

4 米軍基地の環境・安全対策等

防衛省、外務省

【提案・要望事項】

- 1 基地の保管物資等に関する情報を可能な限り公表し、万一、環境問題や事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、調査の過程で得られた情報、調査結果を迅速に公表すること。また、原因調査を目的とする地元自治体の基地内立入り等を認めること。
- 2 米軍機による部品落下などの事故が発生した場合、その原因を早期に解明し公表するとともに、実効性ある対策を講じ、再発防止に努めること。
- 3 騒音被害の抜本的な解決に向けた対策を講ずること。

【提案・要望の説明】

1 基地の環境・安全対策

基地内及び基地周辺的生活環境の保全及び安全確保のため、米軍に対しても生活環境の保全に関する国内法令や条例を適用することや、基地の保管物資等に関する情報を可能な限り公表し、万一、環境問題や事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、調査の過程で得られた情報、調査結果を迅速に公表するよう要望します。また、原因調査を目的とする地元自治体の基地内立入り等を実現するよう要望します。

また、基地の返還や共同使用に当たっては、あらかじめ環境調査等を実施し、必要があれば国の責任において環境浄化等の適切な措置を講じてから返還するよう要望します。

2 事件事故の防止策

米軍機による部品落下など事故が多発していることから、機体・機器類の整備点検等の確実な実施、整備・操縦に係る教育の徹底など万全の措置を講じるよう要望します。また、万一事故等が発生した場合にはその原因を早期に解明し公表するとともに、安全対策が講じられるまでは事故機と同機種 of 飛行中止や、真に実効性ある対策を講じ、再発防止に努めるよう要望します。

3 抜本的な騒音対策

(1) 市内所在のキャンプ座間や相模総合補給廠において、ヘリコプターによる訓練飛行が頻繁に行われ、周辺住民に騒音や振動被害が発生していることから、住宅密集地上空での訓練を禁止するよう要望します。

特に、厚木基地や横田基地など他の基地に所属するヘリコプターの訓練飛行を自粛するとともに、国の責任で代替訓練施設を米軍へ提供するなど、米軍ヘリによる騒音問題等の抜本的解決を図るよう要望します。

(2) 厚木基地の米空母艦載機については、平成30年3月に固定翼機部隊の岩国基地への移駐が完了しましたが、移駐後もジェット戦闘機の飛来が見られ、一定の騒音が発生して

いることから、基地の運用に係る情報について適時に提供するとともに、騒音対策については適切な措置を講じるよう要望します。

また、空母艦載機の着陸訓練のため硫黄島が暫定的訓練施設となっておりますが、その後も厚木基地が硫黄島の予備飛行場として運用されていることから、恒常的訓練施設を早期に整備するよう要望します。

【提案・要望の担当】

市長公室総合政策部基地対策課長	菊地原 誠	042-769-8207
-----------------	-------	--------------

5 地方交付税制度の見直し

総務省

【提案・要望事項】

- 1 地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込み、必要額を確保すること。
また、地方公共団体の予算編成に支障が生じないよう、地方交付税額の予見可能性を確保すること。
- 2 地方財源の不足への対応については、地方交付税の法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債の廃止も含めて見直しを行うこと。

【提案・要望の説明】

1 地方交付税の必要額の確保

地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むとともに、地方公共団体の予算編成に支障が生じないよう具体的な算定方法や算定基準を早期に明示し、地方公共団体における地方交付税額の予見可能性が確保されるよう要望します。

2 臨時財政対策債の廃止を含めた見直し

令和2年度の地方財政対策においては、地方税収入の増加が見込まれたものの、依然として地方の財源不足額が生じることとなったことから、令和4年度までの間は臨時財政対策債による補填措置が延長されることとなりました。

その結果、折半対象財源不足額は生じないこととなり、臨時財政対策債は抑制されたものの、この補填措置は、平成13年度に導入されて以降、期間の延長を続けています。

臨時財政対策債の発行可能額は、本来であれば地方交付税として交付されるべきものですが、臨時財政対策債は実態として赤字地方債であり、その元利償還金が翌年度以降の地方交付税で措置されるとしても、地方債に依存した財政措置は負担の先送りであり、元利償還時の財政の硬直化を招くこととなります。

こうしたことから、地方財源の不足については、地方交付税の法定率引上げによって対応されるよう要望します。

【提案・要望の担当】

財政局財政部財政課長 高野 弘明 042-769-8216

6 公共施設等適正管理推進事業債の対象範囲の 拡大・時限措置の撤廃

【提案・要望事項】

総務省

令和3年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債に係る時限措置を撤廃するとともに、対象事業を拡大すること。

【提案・要望の説明】

本市では、昭和29年の市制施行以降、高度経済成長を背景に急速に都市化が進み、昭和40年代から50年代前半には、全国でもまれに見る人口急増を経験し、道路や下水道などの都市基盤の整備とともに、小・中学校などの施設整備に追われました。また、その後もその時々ニーズに沿って体育館やホール、公民館など多様な施設を整備してきました。

これらの公共施設等の多くが近い将来一斉に更新時期を迎えるに当たり、総合的かつ長期的な視点に立って公共施設等の適正化や維持管理、更新等に取り組んでいくには、多額の費用が見込まれることから、令和3年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債の時限措置を撤廃するよう要望します。

また、公共施設に限定されている起債対象施設について、公用施設も対象となるよう対象事業の拡大を要望します。

【提案・要望の担当】

財政局財政部財政課長 高野 弘明 042-769-8216

7 マイナンバーカードに係る財政措置の拡充

【提案・要望事項】

総務省

- 1 マイナンバーカードの多目的利用(コンビニ交付等)に関する経費に係る特別交付税措置について、コンビニ交付サービスの安定的な運用を図るため、措置期間の延長を図ること。
- 2 マイナンバーカード再交付における国庫補助対象の拡充を図ること。

【提案・要望の説明】

1 マイナンバーカードの多目的利用に関する特別交付税措置期間の延長

住民基本台帳カードの多目的利用や証明書自動交付システムに係る経費については、長年に渡り特別交付税で措置されていたところですが、平成27年度から対象がマイナンバーカードの多目的利用(コンビニ交付等)に切り替わり、対象期間はコンビニ交付システム導入後3年間とされたところです。

コンビニ交付に係る経費といたしましては、導入時の戸籍等既存システムの改修経費のほか、専用サーバーの賃貸借やシステムの運用保守経費に加え、コンビニ交付サービス運営負担金やコンビニエンスストアの端末使用料等に要する経費が毎年度必要となります。今後、マイナンバーカードの普及に加え、証明書自動交付機システムの運用を終了したことに伴うコンビニ交付に係る手数料収入の増加も見込まれるところではありますが、総体として多額の支出は避けられません。

少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、より効率的・効果的な行政サービスを提供するためには、コンビニ交付方式は重要な役割を担うものと考えます。

このようなコンビニ交付の安定的な運用を図るためには、住民基本台帳カードの多目的利用や証明書自動交付システムに係る特別交付税の措置期間と同様に長期間に渡る財政支援措置が必要であることから、措置期間の延長を要望します。

2 マイナンバーカード等再交付における国庫補助対象の拡充

現在、マイナンバーカード等の再交付について、「個人番号カード交付事業費補助金交付要綱」第4条別紙2により「市区町村・J-LISのミスによる場合」、「天災その他の本人の責によらない場合」、「各カードの追記欄の余白がなくなった場合」、「個人番号、住民票コード変更による各カード返納後の再交付」、「市町村、J-LISの過失による誤交付後の再交付」、「国外転出による返納後」等の理由による再交付のみ国庫補助対象とされています。

しかしながら、氏名・性別等の変更履歴を残さないこと、またはマイナンバーカードに旧姓を併記することを目的に再交付を希望する場合及び本人の責によらないマイナンバーカードのICチップの破損など、やむを得ない事情で再交付を行う場合があります。このような場合についても、新たに国庫補助の対象とすることを要望します。

市民局区政推進課長

馬場 浩司

042-704-8911

8 高校生等への修学支援の更なる充実

文部科学省

【提案・要望事項】

子どもの貧困対策の観点から、高校生等が安心して学校に通うことができるよう、高校生等奨学給付金の給付額について、高等学校等の授業料以外に必要な費用を賄うことができる金額に増額すること。また、高校生等奨学給付金と授業料以外の費用の所要額との差を補うため、地方公共団体が地域の状況に応じて実施している給付型奨学金制度に対して、必要な財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

平成28年国民生活基礎調査によれば、全国の子どもの貧困率は、13.9%で、7人に1人が貧困の状況に置かれています。

そのため、国や地方公共団体において、全ての子どもたちが、家庭の経済状況に左右されず、安心して修学できる社会の実現に向けた取組が進められており、授業料については、国の「高等学校等就学支援金」と合わせ、各都道府県で実施している独自の制度により、一定の世帯年収まで私立学校も含め実質的な無償化が行われています。

一方、授業料以外の学校教育費の支援策については、都道府県が国からの補助金を活用して実施している、低所得世帯を対象とした「高校生等奨学給付金」があり、毎年給付額の見直しが行われていますが、依然として保護者の負担が大きい状況にあることから、「子供の学習費調査」に基づく授業料以外の学校教育費を賄うことができる額に増額することを要望します。

また、「高校生等奨学給付金」の不足等を補うため、地方公共団体によっては地域の状況に応じて低所得世帯を対象とした給付型奨学金制度を実施しているところです。

本市においては、子どもの貧困対策の観点から成績要件を設けることなく、市民税所得割額が非課税の世帯に属する高校生等に対し奨学金を給付していますが、継続的に事業を実施するための財源の確保が課題となっていることから、国において必要な財政支援を行うことを要望します。

相模原市奨学金（給付型）の概要

奨学金の項目	金額	平成30年度		平成31年度		令和2年度	
		人数	決算額(千円)	人数	決算見込額(千円)	人数	予算額(千円)
入学支度金	高等学校等入学時 20,000円	*624	12,480	314	6,280	390	7,800
修学資金	最短修業年数に応じ、 3年間又は4年間 年額100,000円	284	27,636	613	60,624	989	98,900
合計			40,116		66,904		106,700

* 制度開始年度のため、2学年分の人数となっている。

【提案・要望の担当】

教育局教育環境部学務課長 岩崎 雅人 042-769-9262

9 教職員定数の改善等

文部科学省

【提案・要望事項】

- 1 法律の改正による35人以下学級を実現すること。また、生徒指導等で特別な指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」を拡充すること。
- 2 適応指導教室のための教職員について、義務標準法に基づく加配定数として措置すること。
- 3 スクールカウンセラー等を定数化すること。また、定数化までの間、その活用に対する財源を確保すること。

【提案・要望の説明】

1 一人ひとりの児童生徒に向き合うための教職員定数の改善

子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化する中、児童生徒が抱える問題はますます複雑化しています。さらに、新学習指導要領の実施に伴う授業時数の増加により、教員が児童生徒一人ひとりの抱える個別の課題に向き合うための時間の確保が、困難となっている現状があります。

このことから、法律の改正による35人以下学級の実現や、生徒指導等で特別な指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」の拡充を要望します。

2 適応指導教室のための教職員の加配定数措置

不登校の児童生徒が増加する中で、これらの児童生徒に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等の相談・適応指導を組織的、計画的に行い、在籍校と連携して学校復帰を支援する適応指導教室の役割は重要であります。

しかし、適応指導教室における教職員の配置については、現在、地方自治体が独自に措置している状況です。

このことから、適応指導教室に係る教職員について、義務標準法に基づく加配定数として措置するよう要望します。

3 スクールカウンセラー等の活用に対する財源の確保

児童生徒が抱える様々な課題を解決するためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談機能の充実が効果的であります。

このことから、スクールカウンセラー等の定数化を要望するとともに、定数化までの間については、その活用に対する国庫補助の安定的な確保を要望します。

【提案・要望の担当】

教育局学校教育部教職員人事課長	渡部 賢一	042-769-8279
教育局学校教育部青少年相談センター所長	水野 正人	042-769-8285

10 外国人英語指導助手(ALT)の配置に係る財政措置

文部科学省

【提案・要望事項】

外国語教育の充実を図るため、労働者派遣による外国人英語指導助手(ALT)の配置に係る財政措置を講ずること。

【提案・要望の説明】

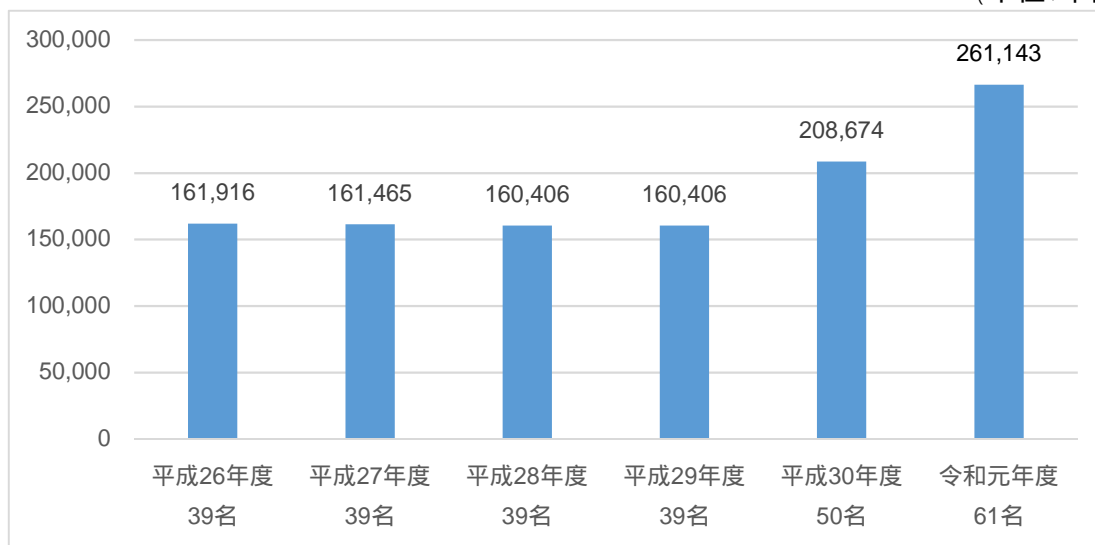
平成29年4月に国が発表した「小学校学習指導要領」では、小学校では、令和2年度から3、4年生で外国語活動、5、6年生で外国語科が実施されることが示されました。また、授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得る等、指導体制の充実を図ることが示されました。

新たな学習指導要領に基づき、英語の授業時間数の増加、指導体制の充実や学習指導内容の高度化を図るためには、外国人英語指導助手(ALT)の計画的な配置が必要不可欠であることから、優秀で必要十分な人材の確保が求められるところです。

このことから、実効性のある学習指導が行えるよう、現在の外国人英語指導助手(ALT)の配置に係る費用も含め、必要な財源措置を要望します。

本市における外国人英語指導助手(ALT)に係る事業費の推移

(単位:千円)



【提案・要望の担当】

教育局学校教育課 学校教育課長 篠原 真 042-704-8918

11 学校給食室の空調設置工事に対する財政措置

文部科学省

【提案・要望事項】

「学校施設環境改善交付金」の対象事業である空調設置工事について、学校給食室は校舎と同一棟の場合のみが対象となっているが、独立棟型の給食室についても国庫補助事業の対象とすること。

【提案・要望の説明】

学校給食室における調理場については、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」において、温度は25度以下、湿度は80%以下に保つよう努めることとされていますが、近年の猛暑や、新学習指導要領の実施による授業時数の増加に伴う夏季休暇の短縮により、基準を安定的に満たすことが困難な状況になる可能性が生じています。

また、給食調理員にとっても、夏場、冬場ともに過酷な労働環境となっており、これらを改善するためにも早急な空調設置が求められています。

給食室への空調設置について、校舎同一棟型の給食室においては「学校施設環境改善交付金」の対象事業となっていますが、独立棟型の給食室については対象事業となっておりません。

本市においては、空調未設置の独立棟型の給食室が44校あり、空調設置工事を行う場合大きな財政負担となります。また、独立棟型の給食室への空調設置は学校施設の環境改善に必要なため、国庫補助の対象とするよう要望します。

【提案・要望の担当】

教育局教育環境部学校保健課長 峰岸 康弘 042-769-8283

12 任意予防接種の早期定期予防接種化と財源確保

厚生労働省

【提案・要望事項】

- 1 造血幹細胞移植後のワクチン再接種を予防接種法上の定期予防接種に位置付けること。
- 2 定期予防接種の対象とすることについて検討することとしている、おたふくかぜワクチンについて、疾病の発生・まん延防止の観点から、早期に定期接種化すること。
- 3 定期接種に係る財源については、国の責任において全額国庫負担とすること。
- 4 多種の混合ワクチンの開発などにより、複雑多様化している予防接種に係る子どもや保護者等への負担や、予防接種に要する市の財政負担の軽減を図ること。

【提案・要望の説明】

造血幹細胞移植後は、移植前に得られていた免疫が低下もしくは消失し、感染症に罹患する可能性が高くなりますが、定期接種以外の予防接種は、接種費用の全額を被接種者が負担しなければならず、高額な費用負担が接種の障害となっていることから、感染症の発生及びまん延防止のため、造血幹細胞移植後に必要と認められるワクチンの再接種について、予防接種法上の定期予防接種に位置付けることを要望します。

また、おたふくかぜワクチンについては、引き続き定期接種化の検討を行うこととされていますが、疾病の発生・まん延防止及び市民の健康保持のため、財源の確保、ワクチン供給体制の確立などの課題を解決し、早期の定期接種化を実現するよう要望します。

さらに、風疹、日本脳炎などのA類疾病の定期予防接種は、ほとんどの市町村において全額公費負担をしている状況であり、広く接種を促進していくことが望ましいとされたワクチンが、順次定期接種化されている中、自治体の財政負担は増加しています。

定期接種に係る財源については、地方交付税の拡充措置がなされたところですが、安定的な事業を実施し、必要とする人すべてが等しく接種できるよう、国の責任において財源を全額国庫負担とすることを要望します。

加えて、定期接種化されたワクチンの増加に伴い、接種回数や接種間隔が複雑多様化し、予防接種を受ける子どもや保護者等の通院に係る負担が大きくなっているとともに、予防接種の増加により本市の財政負担が増加していることから、その負担軽減が図られるよう、多種の混合ワクチンの導入の検討、開発の促進等を要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部疾病対策課長 八鍬 栄次 042-769-8346

13 国庫補助事業「火葬場整備事業費補助制度」の創設

厚生労働省

【提案・要望事項】

「墓地、埋葬等に関する法律」に地方公共団体の火葬場の新設及び既存施設の拡充に対する国の財政支援を定めた上で、国庫補助制度として火葬場整備事業費補助制度を創設すること。

【提案・要望の説明】

全国的な高齢化の進行に伴い火葬需要が増加しており、とりわけ、人口が集中する首都圏においてはその状況が顕著であることから、多くの地方公共団体において新たな火葬場の整備や既存施設の拡充が喫緊の課題となっています。

そのような中、地域社会にとって必要不可欠である下水道、ごみ処理施設等に対しては、整備費補助等の国庫補助施策等が講じられているにもかかわらず、同様に必要不可欠な施設である火葬場の整備に対しては国庫補助施策等がなく、これに特化した起債制度や交付税措置もありません。火葬場の経営主体は、原則として市町村等の地方公共団体とされていることから、その整備費が地方財政にとって大きな負担となっています。

このことから、国庫補助制度として、火葬場の新設及び既存施設の拡充に係る整備事業費補助制度を創設することを要望します。

【提案・要望の担当】

市民局区政推進課長 馬場 浩司 042-769-9814

14 措置入院者等の退院後支援に係る仕組みの整備

【提案・要望事項】

厚生労働省

- 1 措置入院者等が地域で安心して暮らし続けるため、退院後にどの地域においても必要な支援を継続して受けることができるよう、国の責任において退院後支援の仕組みを整備すること。
- 2 仕組みの整備に当たっては、措置入院者等の人権や個人情報の取扱いに配慮するとともに、地方公共団体への財政的な支援を含め、支援拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを構築すること。

【提案・要望の説明】

精神障害者が地域で安心して暮らすためには、精神障害や精神障害者に対する正しい理解を地域全体で共有することや、切れ目のない支援体制を整えることが重要です。

特に措置入院となった者については、地域で安心して暮らし続けられるよう、入院早期から必要な支援が受けられる仕組みを整備する必要があるため、平成30年3月には、地方自治法に基づく技術的な助言として、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が示され、それを受けて、各地方公共団体は地域の実情に応じて支援を行っているところです。

しかしながら、現状では、支援の対象や支援体制が地方公共団体ごとに異なることから、支援対象者が居住地を移した場合、継続的な支援を受けられないことが懸念されます。

また、当該ガイドラインを受けた地方公共団体等における支援体制の整備に当たって、精神保健福祉士、保健師等の人材の確保及び育成は、大きな課題であると同時に負担となっており、財政支援策も不十分です。

そこで、これらの課題を解決し、措置入院者等が退院後に本人の意思を尊重した医療、保健、福祉等の包括的な支援を継続的に受けられるよう、国の責任において退院後支援の仕組みを整備するよう要望します。

また、整備に当たっては当事者等の意見を十分に踏まえて、措置入院者等の人権や個人情報の取扱いに配慮するほか、実務を担う地方公共団体からも意見を聴取し、財政的な支援を含め、制度に反映させるとともに、支援拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを構築するよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉課長 鈴木 雅文 042-769-9813

15 保育所の待機児童解消に向けた財政措置

厚生労働省

【提案・要望事項】

- 1 待機児童の解消に向け、必要な保育量を提供していくために不可欠な保育士の確保を図ることができるよう、更なる処遇改善のための財政措置を講ずること。
- 2 1歳児の運営費をより充実させる財政措置を講ずること。

【提案・要望の説明】

待機児童解消は喫緊の課題であり、本市では、様々な手法を用いて待機児童の解消に向けた取組を進めておりますが、保育需要は今後も増大すると見込まれます。

保育士の処遇改善につきましては、キャリアアップと連動した新たな仕組みが導入されましたが、引き続き都市部を中心に地方独自の上乗せが行われており、保育士の確保に関し自治体間での競争や地域間格差が生じている状況にあります。

今後、女性の就労率が増加すること等に伴う保育ニーズの高まりにより、より一層保育士不足が懸念されます。そのため、各自治体での独自施策によらず保育人材の確保ができるように、処遇改善のための更なる財政措置を講ずるよう、要望します。

さらに、待機児童の年齢は、多くの保護者が育休から仕事に復帰する1歳児の割合が高い一方で、0歳児の補助額と比較すると1歳児の運営補助が少ないことから、保育所側が1歳児よりも0歳児を受け入れる傾向があります。

これを改善し、待機児童の効果的な解消を進めるため、1歳児の運営費をより充実させる財政支援を要望します。



保留児童数・待機児童数の年齢別内訳

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保留児童数	116人	268人	99人	30人	10人	2人	525人
待機児童数	1人	3人	4人	0人	0人	0人	8人

こども・若者未来局こども・若者政策課長 角田 仁 042-769-8315
 こども・若者未来局保育課長 遠山 芳雄 042-769-8341

16 一時保護の体制強化

厚生労働省

【提案・要望事項】

- 1 一時保護所等の設置に係る整備費や定員増加等に向けた改修費に対する補助について、対象施設の拡充や補助率の引き上げなど、各地方公共団体の負担軽減が図られるよう、更なる財政支援を講ずること。
- 2 一時保護委託について、委託費の単価水準を引き上げるとともに、児童養護施設などの一部に限られている一時保護実施特別加算費の対象施設の拡充など、地域における社会資源を活用した一時保護の体制整備が可能となるような支援策の拡充を講ずること。

【提案・要望の説明】

児童虐待の通告・相談件数は、増加の一途をたどり、また、一時保護される児童も増加していることから、都市部を中心に一時保護所の定員を上回る受け入れを行っている現状があり、このことは、児童の安全、権利を守る上で大きな課題となっております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、学校の臨時休業や外出自粛が長期化し、生活不安やストレスによる児童虐待の更なる増加が懸念されるほか、一時保護所内での集団感染防止の観点からも、一時保護の受け皿の拡充がより一層求められているところです。

このような中、平成30年に国が示した「一時保護ガイドライン」においては、子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境整備が必要であるとともに、良好な家庭的環境の確保や個別性が尊重されるべきとされており、一時保護に必要な定員設定のための整備や、一時保護委託の活用等による対応などが求められているとともに、児童養護施設等への一時保護委託については、措置入所の児童と一時保護の児童が混在しないよう、一時保護専用施設における受入が望ましいとされているところです。

しかしながら、施設整備によって一時保護所の定員を増加することは、地方自治体の負担が大きいことに加え、国からの財政支援を受けて一時保護専用施設を設置し、一時保護実施特別加算費を受けられることができる施設については、児童養護施設や乳児院などの一部に限られていることが課題となっております。

つきましては、各地方自治体が地域の実情を踏まえ、一時保護の受け皿確保と適切な支援が提供可能な体制の整備を推進できるよう、一時保護所の施設整備等への財政支援の拡充及び一時保護委託への支援策の拡充を要望します。

【提案・要望の担当】

こども・若者未来局こども家庭課長	江成 敏郎	042-769-9811
こども・若者未来局児童相談所総務課長	江成 浩史	042-730-3500

17 放課後児童健全育成事業に係る補助制度の拡充

内閣府、厚生労働省

【提案・要望事項】

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における、施設整備の補助制度を拡充すること。

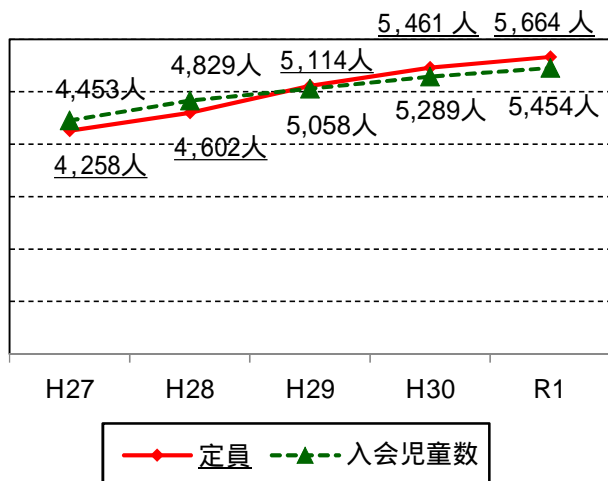
【提案・要望の説明】

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の潜在需要は、就労希望者の増加に伴い、今後も増大すると見込まれています。本市においても、学校区によっては、児童数の40%を超えるニーズが発生しており、様々な手法を用いて、待機児童の解消に向けた取組を進めています。

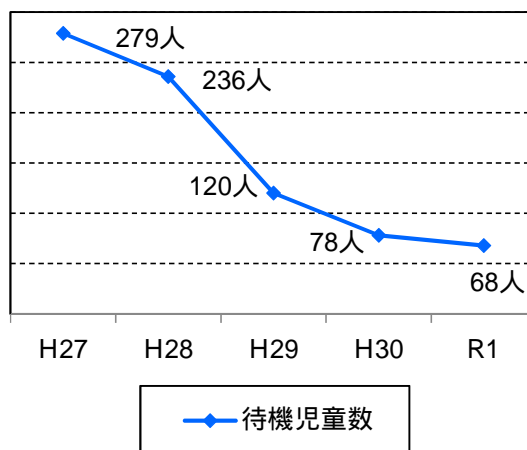
従前から要望していた放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助制度の拡充については、平成29年度に、運営費補助基準額が引き上げられたことなどにより、安定的な運営と更なる職員の処遇改善が図られているところでございます。

一方で、施設整備や改修の実施にあたっては、地域の児童数の推移により、賃貸借契約方式(リース方式)による整備が必要となるため、複数年にわたって負担すべき賃借料(リース料)についても、子ども・子育て支援交付金の放課後児童クラブ運営支援事業の賃借料補助で対応できるよう、支援策の拡充を要望します。

公立児童クラブの定員、入会児童数の推移



公立児童クラブの待機児童数の推移



【提案・要望の担当】

子ども・若者未来局子ども・若者支援課長 佐々木 純司 042-769-9227

18 都市基盤の長寿命化、災害対策の推進

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後の財政支援

【提案・要望事項】

財務省、国土交通省

- 1 道路や下水道などのメンテナンスサイクルの推進や災害対策に必要な財源を、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」終了以降も確実に措置するとともに、技術的支援を充実すること。
- 2 今後増大する下水道施設の改築に係る支援について、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、改築への確実な国費支援を継続すること。

【提案・要望の説明】

本市では、道路・橋りょう、下水道等の土木施設について、長寿命化計画や耐震化計画を策定し、維持管理に係る費用の平準化、適正な管理に努めているところです。土木施設の老朽化は、今後さらに進むため、計画的な予防保全がますます求められ、財源確保が必須条件となります。

また、本市は令和元年東日本台風に伴う土砂災害等からの早期復旧・復興に向けて尽力をしているところですが、市民生活の安全・安心を守るためには未然防止の取組が肝要であり、災害防除事業などを計画的に実施しております。

これらの事業において、防災・安全交付金等の支援をいただいているところですが、今後も継続的な支援が必要であることから、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」終了以降も措置を継続していただくこと及び公共事業関係費枠（防災・安全交付金等を含む。）の増額による財政的支援を充実するよう要望します。

特に下水道については、平成29年の財務省所管財政制度等審議会で「原則、改築は使用料で賄うことを目指すべき」との提案がありましたが、仮に改築に係る国費支援が無くなった場合、管破損等による公衆衛生の悪化や、下水道使用料の高騰など住民生活に多大な影響を及ぼすことから支援の継続、拡大が不可欠です。

また、メンテナンスサイクルを効率的に推進するためには、人材育成や新技術の開発が必要であることから、国が実施している研修の更なる強化や資格制度の確立、新たな点検・工事手法を開発するなどの技術的支援を充実するよう要望します。

【提案・要望の担当】

都市建設局道路部路政課長	成沢 史人	042-769-8359
都市建設局下水道部下水道経営課長	小泉 邦正	042-707-1840

19 広域交通ネットワークの強化に向けた道路整備

国土交通省

【提案・要望事項】

- 1 国道16号の効果的な渋滞対策の実施など、一般国道（指定区間）の機能強化を早期に図ること。
- 2 圏央道インターチェンジへのアクセス道路である県道52号及び津久井広域道路の整備について、十分な予算措置を講ずること。

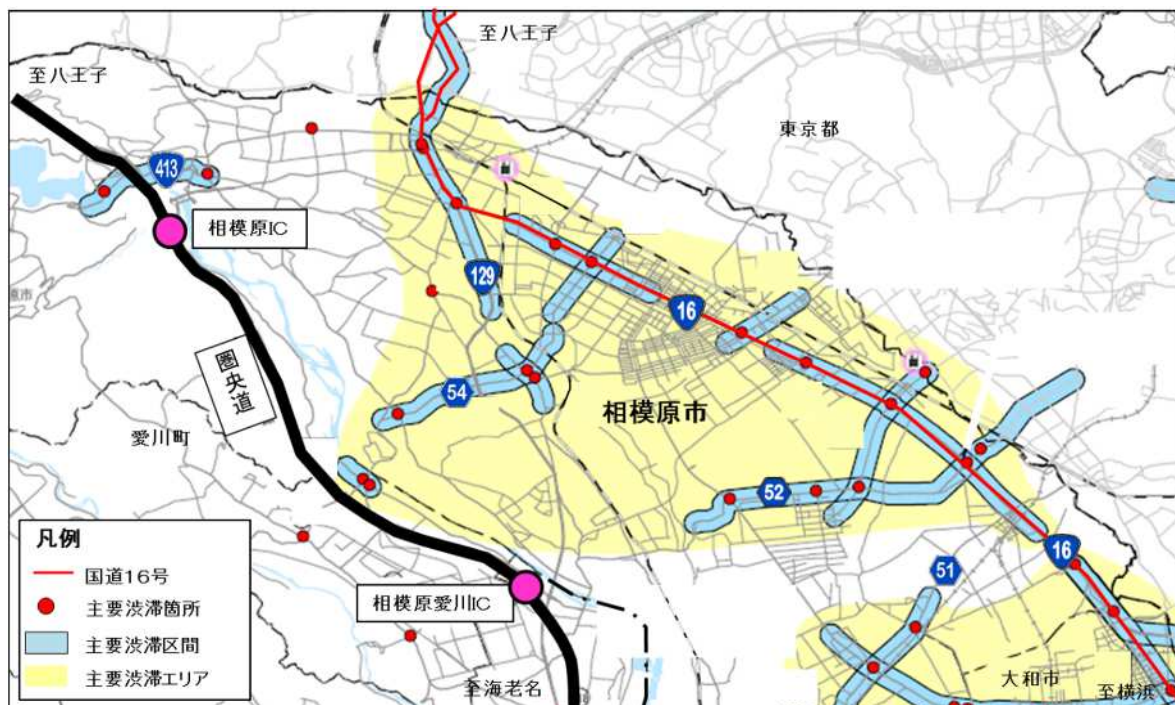
【提案・要望の説明】

1 一般国道（指定区間）の機能強化

国道16号は、「東京環状」とも呼ばれ、横浜市、相模原市、八王子市、さいたま市、千葉市など主要な都市を結ぶ重要な道路ですが、相模原市内においては慢性的に渋滞しており、今後、国道16号に近接する橋本駅周辺のまちづくりにおいても課題となっております。

このことから、本市の骨格を形成する広域幹線道路網の機能を十分発揮し、社会的役割を効率的に担うため、国道16号の効果的な渋滞対策の実施など、一般国道（指定区間）の機能強化を早期に図るよう要望します。

相模原市内の主要渋滞箇所（出典：首都圏渋滞ボトルネック対策協議会資料を一部加筆）



2 インターチェンジへのアクセス道路の整備推進

本市では、圏央道インターチェンジへのアクセス道路である県道52号（相模原愛川IC接続）や津久井広域道路（相模原IC接続）の整備を進めております。

県道52号や津久井広域道路の整備を行うことにより、圏央道へのアクセス性の向上による民間企業の投資を促進するなど、圏央道のストック効果の更なる向上が期待されます。

これらの事業については、社会資本整備総合交付金において支援をいただいておりますが、早期完了に向けて事業を推進していくためには、国による力強い支援が不可欠であることから、財政支援の充実を要望します。

県道52号の状況



津久井広域道路の状況



【提案・要望の担当】

都市建設局道路部道路計画課長	高木 理史	042-769-8373
都市建設局道路部道路整備課長	山崎 久明	042-769-8360
都市建設局広域交流拠点推進部リニア駅周辺まちづくり課長	杉浦 篤	042-707-7047

20 広域交流拠点の形成に向けた財政支援等の拡充

国土交通省

【提案・要望事項】

リニア中央新幹線の駅が設置される橋本駅周辺地区と、米軍基地である相模総合補給廠の一部返還地等の早期利用や小田急多摩線延伸に取り組む相模原駅周辺地区を一体的な広域交流拠点とするまちづくりに対する財政支援等を拡充すること。

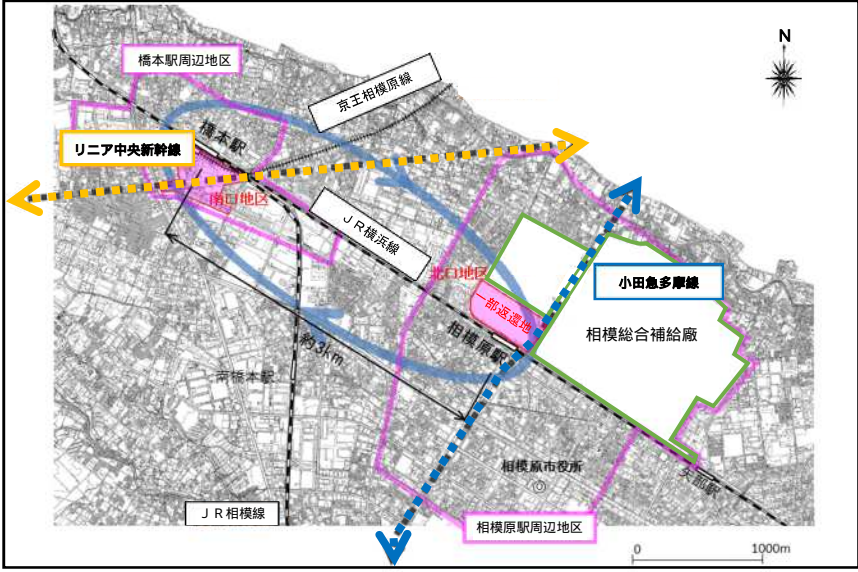
【提案・要望の説明】

本市は、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）が設置される橋本駅周辺地区と、相模総合補給廠の一部返還地等の早期利用や小田急多摩線の延伸に取り組む相模原駅周辺地区を一体的な広域交流拠点とするまちづくりを進めています。

橋本駅周辺地区では、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）の開業を見据え、産業の活力と賑わいがあふれる交流拠点の実現を目指し、土地区画整理事業や街路整備事業に向けた取組を、相模原駅周辺地区では、今後の発展の起爆剤となる新市街地の形成を図るべく、返還地の土地利用に向け、導入施設や整備手法の検討を行うとともに、小田急多摩線の延伸事業の促進に取り組んでいます。

これらの取組は、世界を先導するスーパー・メガリージョンの形成に資するものであることから、広域交流拠点の確実な整備の推進には国による力強い支援が不可欠であり、国の公共事業関係費枠の増額による財政的支援の充実のほか、小田急多摩線の延伸については、都市鉄道等利便増進法の事業スキームにおける黒字転換年数の緩和や補助財源の確保など、延伸の早期実現化に繋がる支援を講じていただくよう要望します。

広域交流拠点（橋本駅周辺地区・相模原駅周辺地区）位置図



【提案・要望の担当】

都市建設局広域交流拠点推進部リニア駅周辺まちづくり課長	杉浦 篤	042-707-7047
都市建設局広域交流拠点推進部相模原駅周辺まちづくり課長	小川 裕一	042-707-7026
都市建設局まちづくり計画部交通政策課長	藤井 一洋	042-769-8249

21 横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判の実施

最高裁判所、横浜地方裁判所

【提案・要望事項】

指定都市に設置されている支部のうちで唯一、横浜地方裁判所相模原支部だけが合議制裁判が実施されておらず、市民は良質で効率的な裁判を受ける機会を失っている。

市民に身近な司法の場を確保する観点から、相模原支部において、早期に合議制裁判を実施すること。

【提案・要望の説明】

横浜地方裁判所相模原支部(相模原市及び座間市を管轄)は、管内人口が85万人を超えていますが、平成30年の刑事事件(新受)は322件、民事通常訴訟(新受)は612件に及んでいます。管内人口、取扱件数ともにこれより少ない支部において合議制が実施されているにもかかわらず、相模原支部では、指定都市に設置されている支部の中で、また、県内4つの支部の中で唯一、合議制の裁判が行われておりません。

このため、管内で発生した刑事重大事件や医療過誤訴訟などの裁判や、合議制の裁判が前提となる「裁判員制度」についても、相模原支部においては実施されていません。これら事案を取り扱う横浜地方裁判所までは、県北に位置する本市域からかなりの移動時間を要する状況であるほか、「裁判員制度」についても実施されていないことから、相模原市民をはじめ本管区内の住民は良質で効率的な裁判を受ける機会を失っている状態にあるといえます。

神奈川県弁護士会や相模原市議会においても、「合議制を導入するよう求める」決議がされ、最高裁判所や国会・内閣に対しその導入を求めているところであり、合議制による審理を行えるようにすることは、市民全体、法曹界を含めた強い願いで、その早期実現は急務であると考えます。本市は、現在、リニア中央新幹線駅の設置が進行しているほか、小田急多摩線の本市域への延伸も期待されており、将来的に大きく発展するエリアであり、市民が裁判所や裁判制度との関わりを持つ機会は、ますます増加していくと考えております。こうした状況から、相模原支部において合議制裁判が実施されるべきであり、市民に身近な司法の場を確保する観点から、合議制裁判の早期実施を強く要望します。

【提案・要望の担当】

市民局区政推進課長 馬場 浩司 042-769-9814

令和3年度
国の施策・制度に関する提案・要望書

相模原市 市長公室 総合政策部 政策課
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
TEL 042 - 769 - 8203 FAX 042 - 757 - 5727
seisaku@city.sagamihara.lg.jp

送信票不要

担当：指定都市市長会事務局 FAX：03 - 3591 - 4774

指定都市市長会事務局 宛て

「一時保護の体制強化に係る指定都市市長会要請」
に対する取材申込書

項目	内容	
会社名		
人数		
取材内容 (カメラ台数)	TVカメラ	台
	TVカメラ 以外のカメラ	台
連絡先	氏名	
	電話番号	
備考	面談終了後の取材について 希望する 希望しない	